

# ○岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例

平成 30 年 2 月 15 日  
条 例 第 3 号

改正 令和 3 年 12 月 13 日 条例第 2 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護

第 1 節 実施機関の義務(第 3 条—第 14 条)

第 2 節 個人情報の開示、訂正及び利用停止(第 15 条—第 47 条)

第 3 節 救済措置(第 48 条—第 50 条)

第 4 節 是正申出等(第 51 条—第 55 条)

第 3 章 事業者が保有する個人情報の保護(第 56 条—第 59 条)

第 4 章 雑則(第 60 条—第 62 条)

第 5 章 罰則(第 63 条—第 66 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この条例は、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、岩手沿岸南部広域環境組合(以下「組合」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (5) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (6) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (7) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務の登録)

**第3条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先

(9) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務については、適用しない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

**第4条** 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 他の実施機関から第6条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会(以下この章において「審査会」という。)の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(特定個人情報の収集の制限)

**第5条** 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(利用及び提供の制限)

**第6条** 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認められるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

**第7条** 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

**第8条** 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

**第9条** 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供の制限)

**第10条** 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

(オンライン結合による特定個人情報の提供の制限)

**第11条** 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン結合により特定個人情報を提供することができる。

(適正管理)

**第12条** 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保たなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされることとなる個人情報については、この限りでない。

(職員等の義務)

**第13条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

**第14条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。)するときは、当該委託に係る契約(協定等を含む。)において、個人情報の保護のために当該委託を受けた者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## **第2節** 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

**第15条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

3 死者に関する個人情報については、前2項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第1項に規定する開示の請求をすることができる。

(特定個人情報の開示請求権)

**第16条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

(開示請求の手續)

**第17条** 第15条及び前条の規定に基づく開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、本人又はその法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)若しくは第 15 条第 3 項の死者に関する個人情報(特定個人情報を除く。)を請求できる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

**第 18 条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第 15 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、第 16 条第 2 項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)が当該未成年者又は成年被後見人(特定個人情報にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人)に代わって開示請求をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人(特定個人情報にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人)をいう。次号及び第 4 号、次条第 2 項並びに第 26 条第 1 項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員

(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (6) 組合の機関、国の機関及び組合以外の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 組合の機関、国の機関又は組合以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国又は組合以外の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ



オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 組合、国又は組合以外の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

**第 19 条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 3 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第 20 条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報(第 18 条第 1 号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

**第 21 条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第 22 条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が記録された行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第 23 条** 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に

しなければならない。ただし、第 17 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第 24 条** 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、又は当該個人情報の検索に著しく日数を要するため、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

**第 25 条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 22 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第 26 条** 開示請求に係る個人情報に組合、国、組合以外の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第 49 条及び第 50 条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、

開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録された行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 18 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 20 条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 49 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第 27 条** 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録された行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第 22 条第 1 項に規定する通知があった日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 個人情報の開示を受ける者は、本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

5 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して 30 日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、第 3 項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

**第28条** 実施機関は、法令等(岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例(平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号)を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求等の特例)

**第29条** 実施機関が別に定める個人情報は、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定に基づく口頭による開示請求があつたときは、第22条第1項、第23条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(費用負担)

**第30条** 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

**第31条** 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている次に掲げる自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)について、事実に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報
- (2) 開示決定に係る個人情報であつて、第28条第1項の法令等の規定により開示を受けたもの

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(特定個人情報の訂正請求権)

**第32条** 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている開示決定に基づき開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について、事実に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、特定個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定に基づく訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

**第33条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日、開示を受けた個人情報の内容その他訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、当該訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

**第34条** 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正の権限がないときを除き、当該個人情報を取り扱う目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

**第35条** 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正を請求した者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請

求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

**第36条** 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第33条第3項で準用する第17条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

**第37条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をすする期限

(事案の移送)

**第38条** 実施機関は、訂正請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が第25条第3項の規定による開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第35条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

**第39条** 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、そ

の旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

**第 40 条** 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

**第 41 条** 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 4 条の規定に違反して収集されたとき、第 6 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき又は第 12 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第 6 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による個人情報の利用停止の請求について準用する。
- (特定個人情報の利用停止請求権)

**第 42 条** 何人も自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第 5 条の規定に違反して収集されたとき、第 7 条の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第 9 条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
- 2 第 16 条第 2 項の規定は、前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求について準用する。
- (利用停止請求の手續)

**第 43 条** 第 41 条第 1 項及び前条第 1 項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。以下本条及び次条並びに第 45 条において同じ。)の開示を受けた日、開示を受けた個人情報の内容その他利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関が定める事項

2 第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

**第 44 条** 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

**第 45 条** 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第 46 条** 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算し 30 日以内にしなければならない。ただし、第 43 条第 2 項で準用する第 17 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。



(利用停止決定等の期限の特例)

**第47条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

### 第3節 救済措置

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第48条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

**第49条** 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例(平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号)に規定する岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合  
(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求を行った日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

4 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

**第50条** 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4節 是正申出等

(是正申出)

**第51条** 何人も、実施機関の自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく是正の申出(以下「是正申出」という。)について準用する。

(是正申出の手続)

**第52条** 是正申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 是正申出をする者の氏名及び住所
- (2) 行政文書の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正を求める理由及び内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第17条第2項及び第3項の規定は、是正申出について準用する。

(是正申出に対する措置)

**第53条** 実施機関は、是正申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正申出に対する処理をするとともに、その処理の内容を是正申出をした者に書面により通知しなければならない。

(是正の再申出)

**第 54 条** 前条の規定に基づく通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出(以下「再申出」という。)をすることができる。

2 第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条第 2 項及び第 3 項、第 52 条第 1 項並びに前条の規定は、再申出について準用する。

3 実施機関は、前項の規定により準用される前条の規定による再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(苦情の処理)

**第 55 条** 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

### **第 3 章 事業者が保有する個人情報の保護**

(事業者の責務)

**第 56 条** 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、必要な保護措置を講ずる等、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(組合の支援)

**第 57 条** 管理者は、事業者における個人情報保護の取組を支援するため、必要な情報の提供、助言、広報、啓発活動等の施策の実施に努めなければならない。

(苦情相談)

**第 58 条** 管理者は、事業者における個人情報の取扱いに関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせん等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国等との協力)

**第 59 条** 管理者は、事業者が保有する個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、国の機関又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)に協力を求め、又は国等からの協力の求めに応ずるものとする。

### **第 4 章 雑則**

(適用除外)

**第 60 条** 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。第 3 号において同じ。)に含

まれる個人情報

- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
  - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関(以下この号において「行政機関」という。)が同法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章(第1節を除く。)の規定は、適用しない。

(実施状況の公表)

**第61条** 管理者は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(委任)

**第62条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

**第63条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(個人情報(死者に関するものを除く。以下この章において同じ。))を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。)(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第64条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第65条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第66条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年12月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。